

市町再生可能エネルギー導入支援制度(住宅以外)

No.	市町村名	制度名	制度の概要	問い合わせ先	ホームページ アドレス
1	宇都宮市	節電対策特別資金 (制度融資)	<p>【対象事業者】 市内に事業所を有する事業者で、節電に資するための次にあげる設備の設置を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LEDなど高効率照明設備</li> <li>・太陽光発電、常用自家発電設備など独自の発電設備</li> <li>・一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネルギー診断の改善提案に基づき導入する設備</li> <li>・その他上記に類するもので市長が認めるもの</li> </ul> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税を滞納していないこと。</li> <li>・経営が健全で、返済能力が確実であること。</li> </ul> <p>【補助金額等】</p> <p>①融資限度額 1企業 年度間3,000万円</p> <p>②融資期間 10年以内</p> <p>③融資利率 年利1.5%</p> <p>【その他】</p> <p>①信用保証 栃木県信用保証協会の保証(保証料率1.71%以内)を付すこと</p> <p>②保証人 原則不要(法人は代表者1名)</p> <p>③返済方法 1年以内の据置後月賦返済</p>	担当課名 商工振興課商工振興グループ	<a href="http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/chushokigyo/020131.html">http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/chushokigyo/020131.html</a>
				TEL 028-632-2433	
				FAX 028-632-5420	
				メールアドレス -	
2	宇都宮市	環境保全対策資金 (制度融資)	<p>【対象事業者】 市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者又は中小企業の共同組合等であって、公害防止施設の設置又は環境を保全を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車の購入</li> <li>・ISO14001の認証取得</li> <li>・再生資源の利用促進に必要な施設の整備 等</li> </ul> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。</li> <li>・市税を滞納していないこと。</li> <li>・経営が健全で、返済能力が確実であること。</li> <li>・環境保全対策資金に係る市長の事業認定をあらかじめ受けること。</li> </ul> <p>【補助金額等】</p> <p>①融資限度額 1企業・団体あたり 設備資金:2,000万円 運転資金:1,000万円</p> <p>②融資期間 設備資金:10年以内 運転資金:7年以内</p> <p>③融資利率 年利1.5%</p> <p>【その他】</p> <p>①信用保証 栃木県信用保証協会の保証(保証料率1.71%以内)を付すこと</p> <p>②保証人 原則不要(法人は代表者1名)</p> <p>③返済方法 1年以内の据置後月賦返済</p>	担当課名 商工振興課商工振興グループ	<a href="http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/chushokigyo/002070.html">http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/chushokigyo/002070.html</a>
				TEL 028-632-2433	
				FAX 028-632-5420	
				メールアドレス -	
3	足利市	足利市事業用エネルギーマネジメントシステム導入補助	<p>【対象事業者】 現に市内で操業している、又は市内で新たに操業しようとする中小企業者 ※風営法の規制にかかるもの、農林漁業等は除く</p> <p>【補助対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るシステムで要件を満たすもの</li> <li>・要件については現在精査中</li> </ul> <p>【補助金額等】 100分の50以内 限度額 100万円</p> <p>【その他】 補助対象経費についても現在精査中 ※現時点で要綱等が未作成のため、あくまで案として取扱いください。</p>	担当課名 商工振興課工業担当	-
				TEL 0284-20-2157	
				FAX 0284-20-2155	
				メールアドレス shoukou@city.ashikaga.lg.jp	

市町再生可能エネルギー導入支援制度(住宅以外)

No.	市町村名	制度名	制度の概要	問い合わせ先		ホームページ アドレス
4	鹿沼市	鹿沼市大規模太陽光発電施設設置促進補助金	<p>【対象事業者】 市内に大規模太陽光発電施設(公称最大出力500kW以上)を有し、再生可能エネルギー特別措置法に規定する特定契約を電気事業者と締結している方</p> <p>【要件】 ・平成28年1月までに当該発電施設の償却資産の状況を申告できる方 ・申請年度における当該発電施設の固定資産税を完納している方 等</p> <p>【補助金額等】 ①当該施設の公称最大出力に2,600円を乗じて得た額(ただし、上限は3,000kWとします。) ②当該施設に係る固定資産税(償却資産)相当額 ①及び②のいずれか低い額</p> <p>【その他】 ・補助金交付は発電施設の設備に係る固定資産税が初めて課税される年度から3年度とします。申請初年度から毎年度ごとに申請をしていただきます。</p>	担当課名	環境課総務係	<a href="http://www.city.kanuma.tochigi.jp/7.25222.124.449.html">http://www.city.kanuma.tochigi.jp/7.25222.124.449.html</a>
				TEL	0289-64-3194	
				FAX	0289-65-5766	
				メールアドレス	kankyo@city.kanuma.lg.jp	
5	那須烏山市	省エネルギー化促進資金	<p>【対象事業者】 那須烏山市に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる方</p> <p>【要件】 自家消費を前提とした太陽光発電システム・蓄電設備を対象とする。全量買取を目的とした設備は対象外</p> <p>【補助金額等】 信用保証料を市が全額負担</p> <p>【その他】</p>	担当課名	商工観光課 商工担当	<a href="http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp">http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp</a>
				TEL	0287-83-1115	
				FAX	0287-83-1142	
				メールアドレス	shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp	
6	那須烏山市	企業立地奨励金	<p>【対象事業者】 電気業(再生可能エネルギー関連)</p> <p>【要件】 生産施設等の取得価格・評価額が3,000万円以上</p> <p>【補助金額等】 ※新設6年・増設3年 ・取得した償却資産部分に係る固定資産税相当額 ・生産施設等の用に供している土地に係る固定資産税相当額 ・生産施設等の用に供している土地に係る賃借料等年額の100分の10相当額</p> <p>【その他】</p>	担当課名	商工観光課企業誘致 定住促進担当	<a href="http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp">http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp</a>
				TEL	0287-83-1115	
				FAX	0287-83-1142	
				メールアドレス	shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp	
7	塩谷町	塩谷町工場誘致条例	<p>【対象事業者】 工場を新設し又は増設した事業者</p> <p>【要件】 (1) 工場の新設にあつては、当該工場を新設するために要した投下固定資産総額が3000万円を超え、かつ、これを当該事業の用に供することによって増加する従業員数(日々雇入れられるものを除く。)が10人を超えるものであること。 (2) 工場の増設にあつては、増設部分が前号に該当するもの</p> <p>【補助金額等】 限度額を300万円とし、設置費の3分の1の額を補助する</p> <p>【その他】</p>	担当課名	企画調整課 企画情報担当	<a href="http://www.town.shioya.tochigi.jp/forms/top/top.aspx">http://www.town.shioya.tochigi.jp/forms/top/top.aspx</a>
				TEL	0287-45-1112	
				FAX	0287-45-1840	
				メールアドレス	kikaku@town.shioya.tochigi.jp	

市町再生可能エネルギー導入支援制度(住宅以外)

No.	市町村名	制度名	制度の概要	問い合わせ先		ホームページ アドレス
8	那須町	再生可能エネルギー発電所立地奨励金	<p><b>【対象事業者】</b>                      ①国内の証券取引所上場企業                      ②非上場企業であって、国税庁財産基本通達に規定する中                      会社以上の規模のもの                      ③会社法第2条第6号に規定する法人の子会社</p> <p><b>【要件】</b>                      ①2ヘクタール以上の一団の土地に設置する太陽光発電施                      設で経産大臣の認定を受けたもの                      ②発電原料が那須町及び那珂川流域森林計画区に属する                      市町内の森林資源で、収集に森林組合等との協定が締結さ                      れている経産大臣認定の森林資源発電所                      ③水力発電施設(ミニ水力、マイクロ水力に区分されるもの)                      ④①～③以外で経産大臣認定基準を満たし、利害関係者の                      同意が得られているもの</p> <p><b>【補助金額等】</b>                      固定資産税相当額                      操業開始後新たに固定資産税が課される年度から3年間で                      総額5,000万円限度</p> <p><b>【その他】</b>                      工事着手60日前までに、奨励金交付対象事業者認定申請                      が必要</p>	担当課名	企画財政課 総合政策係	<a href="http://www.town.nasu.lg.jp">www.town.nasu.lg.jp</a>
		TEL	0287-72-6906			
		FAX	0287-72-1133			
		メール アドレス	kikaku@town.nasu.lg.jp			